

金沢美術工芸大学大学院履修等に関する規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢美術工芸大学大学院学則（平成 22 年規程第 2 号。以下「大学院学則」という。）第 30 条の規定により、金沢美術工芸大学大学院美術工芸研究科（以下「研究科」という。）における教育課程、履修方法、成績考査、進級及び課程の修了の取り扱いに関する事項を定めるものとする。

(授業科目)

第 2 条 研究科における授業科目は、次のとおりとする。

(1) 必修科目

(2) 選択科目

(単位配当)

第 3 条 前条の規定に基づく授業科目及び単位の年次配当は、別表のとおりとする。ただし、都合により臨時にその一部を変更することがある。

(修得すべき単位数)

第 4 条 学生は、専攻、コース等に応じて、別表に定める単位を、大学院学則第 24 条に定める単位数（修士課程 30 単位、博士後期課程 13 単位）以上修得しなければならない。

2 博士後期課程に在学する学生（以下「博士学生」という。）は、在学期間中、所属する研究領域において、研究領域研究指導を履修し、当該学生の主任指導を担当する教授（以下「主たる指導教授」という。）等の研究指導を受けなければならない。ただし、研究領域研究指導については、単位を与えないものとする。

3 修士課程において、教員の専修免許状を取得しようとする学生は、第 1 項の単位及び本学学部における教員免許状取得に必要な単位のほか、教科に応じて指定された単位を修得しなければならない。

(履修科目の届出)

第 5 条 学生は、毎年度の始めに、指導教授（博士後期課程においては主たる指導教授）の指導を受けて、別に定める履修届及び研究計画書を所定の期日までに提出しなければならない。

(博士後期課程研究指導等)

第 6 条 博士論文及び研究作品制作指導は、主たる指導教授、研究領域研究指導担当教員、その他の履修科目担当教員が、その担当分野に応じて共同でこれを行うものとする。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第 6 条の 2 大学院は、教育上有益であると認めるときは、修士課程及び博士後期課程の学生が他大学の大学院等で授業科目を履修し、又は研修を受けることを、通算して 1 年を越えない期間で認めることができる。

2 前項の規定により修士課程及び博士後期課程の学生が他の大学の大学院等で授業科目を履修し、又は研修を受けた場合、大学院は、当該課程における通算して 6 単位以内の授業

科目の研究指導の一部とみなすことができる。

(成績の考査)

第7条 成績の考査は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科委員会の承認を得た授業科目については、平常の成績をもってこれに代えることができる。

(修士課程修了の認定のための修士作品等の提出)

第8条 修士課程修了認定のための修士作品等(絵画、彫刻、工芸、デザイン専攻にあっては作品、芸術学専攻にあっては作品又は論文。以下「修士作品等」という。)の提出は、修士課程に1年以上在学し、かつ、2年次修了時までには30単位以上の修得見込みの者に限るものとする。ただし、極めて優れた業績を上げた者と研究科委員会が認めた者の在学要件については、大学院学則第31条ただし書きに規定する期間の在学見込みが有れば足りるものとする。

2 修士作品等並びにその題目及び要旨は、学長が指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、修士作品等の題目については、あらかじめ、指導教授の承認を得なければならない。

(博士後期課程修了認定のための博士論文等の提出)

第9条 博士後期課程修了認定のための博士論文等(論文及び研究作品とし、デザイン及び芸術学の研究領域にあっては論文のみとすることができる。以下「博士論文等」という。)の提出は、予備審査により博士論文等提出予備資格を得た者で、博士後期課程に2年以上在学し、課程修了までに必要な単位修得見込みの者に限るものとする。ただし、極めて優れた業績を上げた者と研究科委員会が認めた者の在学要件については、大学院学則第32条ただし書きに規定する期間の在学見込みが有れば足りるものとする。

2 博士論文等及びその題目、目録、要旨は、主たる指導教授の承認を得て、学長が指定する期日までに提出しなければならない。

(博士論文等及び修士作品等の審査及び試験)

第10条 博士論文等及び修士作品等の審査及び試験(以下「審査等」という。)は、金沢美術工芸大学学位規程(平成22年規程第39号。以下「学位規程」という。)第5条の規定により、研究科委員会が行う。

2 特別の事情により審査等を受けることができなかつた者は、その理由を付して追審査等を願い出ることができる。

3 学長は、前項の願い出のあつた者について、研究科委員会の議を経て追審査等を行うことができる。

(博士論文の公表等)

第11条 博士の学位を授与された者は、文部科学省学位規則第9条に基づき、その学位を授与された日から1年以内に、その博士論文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定に関わらず、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、博士論文の内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士論文を公表する場合には、「金沢美術工芸大学審査学位論文(博士)」と明記しなければ

ばいけない。

- 4 博士論文に加え研究作品を提出した者は、本条第1項に準じて、その審査対象となった研究作品を一定期間公開展示するものとする。ただし、学位を授与される前に公開展示したときは、この限りではない。

(研究発表等)

第12条 博士学生は、履修する科目に定められた成果発表等を定められた回数以上、大学院運営委員会の承認を得て、共同発表会形式で行わなければならない。その場合、複数の履修科目の成果発表等を兼ねることができるものとする。なお、その運営等は、博士学生が行うものとする。

- 2 博士後期課程3年次生は、博士後期課程研究発表展を博士論文等審査期間中に共同で行うものとする。その場合、実技系においては研究作品展示、理論系においては口頭による研究発表とする。なお、その運営は、博士後期課程3年次生共同で行うものとする。
- 3 修士課程の修了認定を受けた修士学生は、修了制作展において、修士作品等を発表するものとする。

(満期研究論文)

第13条 標準修業年限を迎えた博士学生は、博士後期課程における研究成果として、主たる指導教授の承認を受けて満期研究論文を学長に提出するものとする。

- 2 満期研究論文の枚数、提出時期等は研究科委員会が別途指示するものとする。

(単位取得満期退学及び在学延長)

第14条 博士後期課程に標準修業年限(3年)以上在学し、修了に必要な単位を取得した者には、学長は、研究科委員会の議を経て、単位取得満期退学を認定する。

- 2 引き続き在学延長を希望する者は、主たる指導教授の許可を得て、研究科委員会の指定する日までに、1年間又は半年間の単位で在学期間延長願いを学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、研究科委員会が、研究継続等在学を延長する必要性を認め、かつ研究科の教育及び研究に支障がないと認めた場合は、大学院学則に規定する在学期間(5年)を超えない範囲でこれを許可できるものとする。

(準用)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究科に関する取り扱いについては、金沢美術工芸大学履修等に関する規程(平成22年規程第37号)第5条(時間割)、第7条(研修旅行及び学外学習)、第8条(成績の考査。ただし、第1項を除く。)、第9条(単位の認定)、第10条(試験)、第11条(進級の認定)、第13条(留年)、及び第16条(授業日程等の連絡)の規定を準用する。

- 2 前項の規定により金沢美術工芸大学履修等に関する規程を準用する場合において「学科」は、「研究科」に、第13条(留年)における「10単位」は、「4単位」に読み替えるものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるほか、必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日に在学し、同年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者に係る履修等については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 3 月 31 日に在学し、同年 4 月 1 日以後も引き続き在学する者に係る授業科目の履修については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日に在学し、同年 4 月 1 日以後も引き続き在学する者に係る授業科目の履修については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日に在学し、同年 4 月 1 日以後も引き続き在学する者及び令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに入学する者に係る授業科目の履修については、なお従前の例による。

別表（第2条、第3条関係）

授業科目及び単位数

1 修士課程 絵画専攻

授 業 科 目	履 修 年 次		摘 要
	単 位 数		
	1年	2年	
絵画特論	2		日本画コース、油画コース 必修科目
絵画技法演習	4		
映像特論	2		映像コース必修科目
映像技法演習	4		
美学・芸術学特講	2		6単位以上選択履修
日本美術史特講	2		
東洋美術史特講	2		
西洋美術史特講	2		
工芸史特講	2		
古典特講	2		
現代美術特講	2		
デザイン特論	2		
専門語学演習（英語）	2		
専門語学演習（仏語）	2		
言語表現演習	1		
映像メディア演習	1		
アートプロジェクトの理論と実践	1		
工芸素材表現演習	1		
日本画制作（一）	5		日本画コース 18 単位履修
日本画制作（二）		13	
油画制作（一）	5		油画コース 18 単位履修
油画制作（二）		13	
映像制作（一）	5		映像コース 18 単位履修
映像制作（二）		13	

2 修士課程 彫刻専攻

授 業 科 目	履 修 年 次		摘 要
	単 位 数		
	1年	2年	
彫刻特論 彫刻技法演習	2 4		必修科目
美学・芸術学特講 日本美術史特講 東洋美術史特講 西洋美術史特講 工芸史特講 古典特講 現代美術特講 デザイン特論 専門語学演習（英語） 専門語学演習（仏語） 言語表現演習 映像メディア演習 アートプロジェクトの理論と実践 工芸素材表現演習	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1		6単位以上選択履修
彫刻制作（一） 彫刻制作（二）	5	13	彫刻コース 18 単位履修
環境彫刻（一） 環境彫刻（二）	5	13	彫刻コース 18 単位履修

3 修士課程 芸術学専攻

授 業 科 目	履 修 年 次		摘 要
	単 位 数		
	1年	2年	
芸術学特論（一） 芸術学特論（二） 美術技法研究	4 2	 4 	必修科目
美学・芸術学特講 日本美術史特講 東洋美術史特講 西洋美術史特講 工芸史特講 古典特講 現代美術特講 デザイン特論 専門語学演習（英語） 専門語学演習（仏語） 言語表現演習 映像メディア演習 アートプロジェクトの理論と実践 工芸素材表現演習	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1		6単位以上選択履修 美学・芸術学特講、日本美術史特講、東洋美術史特講、西洋美術史特講、工芸史特講、古典特講の中から2科目以上を選択履修する
視覚文化研究演習（一） 現代美術研究演習（一）	4 4		4単位選択履修
視覚文化研究演習（二） 現代美術研究演習（二）		10 10	10 単位選択履修

4 修士課程 工芸専攻

授 業 科 目	履 修 年 次		摘 要
	単 位	数	
	1年	2年	
工芸特論 地域文化論	2 2		必修科目
美学・芸術学特講 日本美術史特講 東洋美術史特講 西洋美術史特講 工芸史特講 古典特講 現代美術特講 デザイン特論 専門語学演習（英語） 専門語学演習（仏語） 言語表現演習 映像メディア演習 アートプロジェクトの理論と実践 工芸素材表現演習	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1		6単位以上選択履修
陶磁技法演習 工芸演習（一）陶磁 工芸演習（二）陶磁	3 4		陶磁コース 20単位履修
		13	
漆・木工技法演習 工芸演習（一）漆・木工 工芸演習（二）漆・木工	3 4		漆・木工コース 20単位履修
		13	
金工技法演習 工芸演習（一）金工 工芸演習（二）金工	3 4		金工コース 20単位履修
		13	
染織技法演習 工芸演習（一）染織 工芸演習（二）染織	3 4		染織コース 20単位履修
		13	

5 修士課程 デザイン専攻

授 業 科 目	履 修 年 次		摘 要
	単 位	数	
	1年	2年	
デザイン特論	2		必修科目
デザイン史特論	2		
デザインディレクション	2		
デザイン研究計画特論	2		
美学・芸術学特講	2		2単位以上選択履修
日本美術史特講	2		
東洋美術史特講	2		
西洋美術史特講	2		
工芸史特講	2		
古典特講	2		
現代美術特講	2		
専門語学演習（英語）	2		
専門語学演習（仏語）	2		
言語表現演習	1		
映像メディア演習	1		
アートプロジェクトの理論と実践	1		
工芸素材表現演習	1		
ホリスティックデザイン論演習Ⅰ	1		3単位以上選択履修 ただし、ホリスティックデザインコースでは「ホリスティックデザイン論演習」から、インダストリアルデザインコースでは「インダストリアルデザイン論演習」から、それぞれ2科目以上を選択履修する
ホリスティックデザイン論演習Ⅱ	1		
ホリスティックデザイン論演習Ⅲ	1		
ホリスティックデザイン論演習Ⅳ	1		
ホリスティックデザイン論演習Ⅴ	1		
ホリスティックデザイン論演習Ⅵ	1		
ホリスティックデザイン論演習Ⅶ	1		
ホリスティックデザイン論演習Ⅷ	1		
ホリスティックデザイン論演習Ⅸ	1		
ホリスティックデザイン論演習Ⅹ	1		
ホリスティックデザイン論演習Ⅺ	1		
インダストリアルデザイン論演習Ⅰ	1		
インダストリアルデザイン論演習Ⅱ	1		
インダストリアルデザイン論演習Ⅲ	1		
インダストリアルデザイン論演習Ⅳ	1		
インダストリアルデザイン論演習Ⅴ	1		
ホリスティックデザイン演習（一）	4		ホリスティックデザインコース 17 単位履修
ホリスティックデザイン演習（二）		13	
インダストリアルデザイン演習（一）	4		インダストリアルデザインコース 17 単位履修
インダストリアルデザイン演習（二）		13	

6 博士後期課程 美術工芸専攻

授 業 科 目	履 修 年 次			摘 要
	単 位 数			
	1年	2年	3年	
地域美術演習 造形総合研究 (一) 造形総合研究 (二)	1 2			必修科目
絵画研究制作 (一) 絵画研究制作 (二) 彫刻研究制作 (一) 彫刻研究制作 (二)	4 4	4 4		8単位以上選択履修 (美術研究領域)
工芸研究制作 (一) 工芸研究制作 (二)	4	4		8単位以上選択履修 (工芸研究領域)
ホリスティックデザイン研究演習 (一) ホリスティックデザイン研究演習 (二) インダストリアルデザイン研究演習 (一) インダストリアルデザイン研究演習 (二)	4 4	4 4		8単位以上選択履修 (デザイン研究領域)
芸術学研究演習 (一) 芸術学研究演習 (二)	4	4		8単位以上選択履修 (美術研究領域)
研究領域研究指導	-	-	-	